市民参加実施予定シート

予　定
平成27年4月1日時点

担当課（　　企画政策課　　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	男女共同参画プランの策定	市が考える 市民等への影響	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）に基づき、本市においても男女共同参画社会づくりに向けて基本目標を定め男女共同参画社会づくりを推進するためプランの策定をする。プランの推進により、男女の人権の尊重、政策・決定過程への女性の参画の拡大、家庭・地域・職場における男女共同参画の推進が図られる。
名称	流山市第3次男女共同参画プラン		
概要	男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる共同参画社会づくりを目指す第3次（平成27年度～31年度）計画を策定する。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について（予定）

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H25 7/31、10/29、H26 1/30、4/25、5/29、7/1、H27 1/23	13人中5名以内が公募市民等	男女共同参画審議会	（1）目的 審議会等・・・プラン策定のための答申 パブリックコメント・・・広く計画案を周知し意見を募る （2）理由 男女共同参画審議会は、公募の委員と学識経験者で構成されており、現行プランへの検証や次期プランの課題や方向性について専門的知見から意見を頂くことができると考えている。 審議会からの意見を踏まえ、行政で第3次男女共同参画プラン（案）を策定するが、それに対して意見を頂く方法としてパブリックコメントを選択する。パブリックコメントは、意見を聴く期間を長くとれ、誰でも意見提出の機会が保障されていることに加え、プランや計画等への意見を頂く方法として定着していると考えるためである。
	■	パブリックコメント手続	H26 9/1～9/30	全市民		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	□	その他				

（3）市民参加のスケジュール（予定）

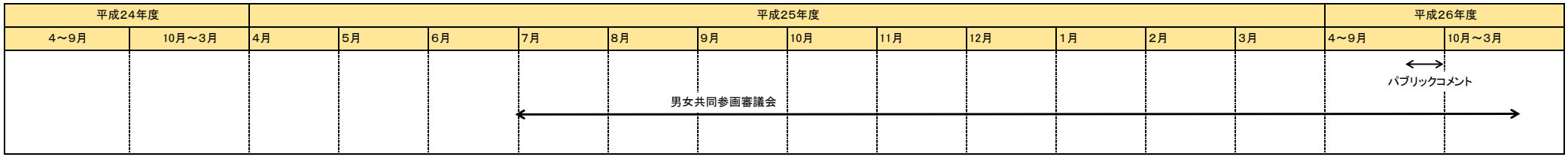

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由